

群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例

平成 28 年 2 月 19 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の納付等)

第 3 条 法第38条第 1 項(法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の規定により書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める者は、その交付を受ける際に別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

2 審理員(審査庁が法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁)は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(再審査請求への準用)

第 4 条 前条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第38条第 1 項(法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)」とあるのは「第66条第 1 項において読み替えて準用する法第38条第 1 項」と、同条第 2 項中「審査庁が」とあるのは「再審査庁が法第66条第 1 項において読み替えて準用する」と、「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

(提出資料の写しの交付に係る手数料の納付等)

第 5 条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定により主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める者は、その交付を受ける際に別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

2 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の返還)

第6条 納付した手数料は、返還しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

区分	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	電子複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 100円
	プリンタによる出力（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 100円
業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額	
備考		
1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。		
2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。		
3 業務委託とは、群馬県後期高齢者医療広域連合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。		